

# 秋田県立大学図書館時間外利用要領

平成 1 8 年 4 月 1 日

図書・情報センター長決定

改正 平成 1 9 年 6 月 7 日

改正 平成 2 0 年 2 月 4 日

改正 平成 2 3 年 4 月 1 日

(趣旨)

**第 1 条** この要領は、秋田県立大学図書館利用要領（以下「要領」という。）第 4 条の 2 の規定に基づき、秋田県立大学図書・情報センターの図書館（以下「図書館」という。）の開館時間外及び休館日における利用（以下「時間外利用」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

**第 2 条** 時間外利用をすることができる者は、秋田県立大学の教職員、学生及び連携協力協定社員とする。

(時間外利用の手続き)

**第 3 条** 時間外利用を希望する者は、あらかじめ各キャンパスごとに図書館係員に教職員証又は学生証を提示し、入退館管理装置への利用登録手続きを行わなければならない。

(時間外利用の範囲)

**第 4 条** 時間外利用の範囲は、開架書架に配架している図書館資料の閲覧、自動貸出返却装置による図書館資料の貸出し及び返却並びに蔵書検索コーナーの利用とする。

(利用時間及び利用日)

**第 5 条** 時間外利用の時間及び利用日は、次のとおりとする。ただし要領第 4 条第 3 号の休館日は時間外利用を行わない。

|         |     |               |                 |
|---------|-----|---------------|-----------------|
| 秋田キャンパス | 平 日 | 授業期間・試験期間     | 19 : 00～22 : 00 |
|         |     | 休業日（春季・夏季・冬季） | 17 : 00～22 : 00 |
|         |     | 偶数月の末日        | 17 : 00～22 : 00 |
| 本荘キャンパス | 平 日 | 授業期間          | 18 : 00～23 : 00 |
|         |     | 試験期間          | 20 : 00～24 : 00 |

|         |        |               |             |
|---------|--------|---------------|-------------|
|         |        | 休業日（春季・夏季・冬季） | 17：00～23：00 |
|         |        | 偶数月の末日        | 17：00～23：00 |
| 大潟キャンパス | 平日     | 通年            | 17：00～22：00 |
|         |        | 偶数月の末日        | 17：00～22：00 |
| 全キャンパス  | 土、日、祝日 | 授業期間・試験期間     | 9：00～19：00  |
|         |        | 休業日（春季・夏季・冬季） | 9：00～17：00  |

2 前項の規定にかかわらず、センター長が必要と認めたときは、同項の利用時間及び利用日を変更することができる。

（遵守事項）

**第6条** 時間外利用をする者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）要領第19条の館内規律その他要領に規定された事項を遵守すること
- （2）利用者本人の教職員証又は学生証を使用して所定の場所から入館及び退館をすること
- （3）防災及び防犯に留意すること

（利用制限又は停止）

**第7条** センター長は、この要領に違反した利用者に対し、図書館の利用又は時間外利用を制限し、又は一定の期間その利用を停止することができる。

（時間外利用の制限）

**第8条** センター長が必要と認めたときは、この要領による時間外利用を制限することができる。

（補則）

**第9条** この要領に定めるもののほか、時間外利用に関し必要な事項は、センター長が定める。

## 附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

## 附 則（平成19年6月7日図書・情報センター長決定）

この要領は、平成19年6月7日から施行する。

## 附 則（平成20年2月4日図書・情報センター長決定）

この要領は、平成20年2月4日から施行する。

**附 則**（平成23年3月4日図書・情報センター長決定）

この要領は、平成23年4月1日から施行する。